

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

非  
現  
業

返  
督

三

一

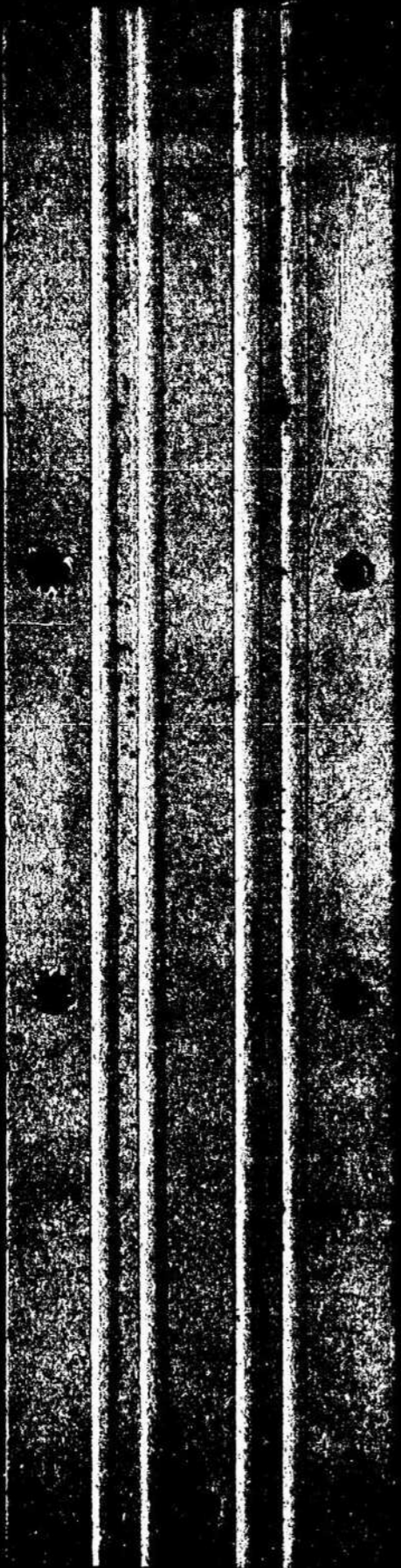
指定解除通知受領書

2340

HUNKA

国立公文書館

分 類	持株
	3 B
排架 番号	13-13
	⑩ 2340



昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

會社名	番號	受領日	件名
合同ビルディング	總理府登記第	昭和五.五.二七	持株會社指定解除通知書
三栄不動産	〃 八八四号	昭和五.三.二三	〃
浅野物産	〃 八八四号	昭和五.三.二三	〃
三井本社	〃	七.一〇	〃
三菱本社	〃	〃	〃
位友本社	〃	〃	〃
安田保善社	〃	〃	〃
逆沢同族	〃	〃	〃
大倉物産	〃	〃	〃
野村物産	〃	〃	〃
三井物産	〃	〃	〃
三菱物産	〃	〃	〃
若狭物産	〃	〃	〃
指定者名			

指定者指定解除の件

二月七月三日

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都港区麻布三河台町三四  
三井高公

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都世田谷区成城町六三七  
三井 高 長

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

東京都文京區水道町三五

三井 高 遂



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都港区芝白金三老町二七三  
三井 高 大

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

東京都千代田區三番町四  
三井高陽

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都千代田區富士見町二丁目四  
三井 高修 (印)

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都澁谷區代々木初台町六八  
三井高周

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

東京都港区麻布永坂町一  
三井高篤



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

鎌倉市二階堂杉本九三

三井高和



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

東京都港区麻布本村町一六四  
三井 高 孟 (印)

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

東京都新宿區下落合二丁目四  
三井高義

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都文京区湯島切通町一丁目

岩崎久彌

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

野田岩次郎  
告 崎 彦 彌 丸



裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

岩崎 孝子



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

岩崎忠雄



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

岩崎淑子



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京市千代田区千代田  
野田岩次郎  
岩崎隆補

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

東京証券取引所  
野田岩次郎様  
岩崎恒彌

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

山崎 康彌

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

神奈川縣高座郡大和町下鶴間三四六〇  
岩崎輝

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

岩崎勝太郎



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

住友吉左衛門



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

住友 寛一



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

住友元夫



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

住友義輝



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

野田

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

安田善五郎

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

安田 楠雄



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

安田新



裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

野田 柳子  
親持 野田 柳子



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

安田武夫

親持者安田代枝子



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

安田善衛

相續人 安田武夫

親戚者 安田代枝子



持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

安田孝一郎

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

安田善八郎



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

安田彦太郎



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

36

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

野田 岩次郎 印

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

昭和二十六年七月十日

北野野郎 金井町貫井一五  
中島知久平 相続人

中島源太郎



持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

右親権者

中島喜代一相續人

高橋喜美江

全一江  
金碓

高橋 よし子



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

中島孝仁 一相續人

中島 孝仁

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

中島乙未平

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都港区赤坂南坂町三十三番地

中島門吉

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

群馬縣新田郡尾島町大字押切

中島忠平



43

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

野村元五郎



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都古田谷区成城町六一

野村文英



(1)

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都澁谷区代々木初台所六三三

野村 惠二

46

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

神戸市重正塩屋

野村康三



47

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都世田谷區喜多見町  
三千三百十一番地  
大倉彦一郎



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

大倉喜七郎

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

藤澤市鶴沼二九三六

大倉糸馬



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都港区芝田町五六一六

故 淺野總一郎

相続人代表 淺

野

忠



持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京市荒川区東上野馬場  
十三番地  
野田 岩次郎



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京御港三丁目五番地

淺野義夫

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

神奈川県大磯町高麗五七五

浅野良三



持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

東京都新宿区若宮町三〇

古河從

純



持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京証券取引所高橋南町四十七番

中村 吉吉

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

東京都千代田区紀尾井町六番地

鮎川 義介

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

回 議 書

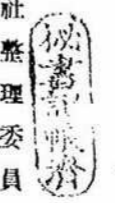
第 385 號  
 起案 昭和 26 年 7 月 3 日  
 決裁 昭和 26 年 7 月 4 日  
 備考

委員長		関係 部課長	所長 監理部第三課長
常務委員			
指図者 解除の件 指図の件に因し別紙の通り司長宛宛 申請致度			
7/3		Scap OK	



總務課長  
 秘書課長

持株會社整理委員會  
 4



裏面白紙

書 議 回

指定者指定取消の件

六月廿一日附司左総覽書により承認せられたる  
六月十八日附司最高司左官宛日本政府所覽書  
の方針に基き、未だ七月五日開催する常任委員  
委員總名に於て指定者委員五十七名(死七者  
四名を包含)の指定取消方を總理大臣宛  
意見具申する事を決議致し、

持株會社整理委員會

裏面白紙

[COPY]

THE HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

Sanwa Building  
No. 1, 2-Chome, Uchisaiwaicho,  
Chiyoda-ku,  
Tokyo.

Slip No. 2220

Tokyo, 4 July 19 51

Mr. R. M. Gillies,  
To: ~~Mr. Edward C. Wash,~~

Chief of Fair Trade Practices Division,  
ESS, GHQ, SCAP.

Dear Sir:

We take pleasure in submitting to you the undermentioned papers  
on our own initiative ~~at/in accordance with your request.~~

Yours respectfully,

\_\_\_\_\_  
for the Holding Company  
Liquidation Commission

\_\_\_\_\_  
Description  
\_\_\_\_\_

HCLC No. 1135

Subject: Cancellation of Designation of  
Designated Persons.

裏  
面  
白  
紙

HCLC No. 1135

4 July 1951

Mr. R. M. Gillies,  
Chief of Fair Trade Practices Division,  
EBS, GHQ, SOAP.

Subject: Cancellation of Designation of  
Designated Persons.

Dear Sir:

In implementation of the policy outlined in the Japanese Government memorandum for the Supreme Commander for the Allied Powers dated 18 June 1951, subject: Dissolution of Holding Companies, and approved by the Headquarters memorandum in reply thereof dated 21 June 1951, subject: Rescission of Directives Affecting the Holding Company Liquidation Commission (AG 004 (21 Jun 51) EBS/FTP, SCAPIN 2158), it is proposed that the Commission be authorized to resolve at its General Meeting of the Commissioners to be held on 5 July 1951 on recommendation to the Prime Minister for cancellation of all Designated Persons, fifty-seven in number inclusive of four that are already deceased.

Yours respectfully,

for the Holding Company  
Liquidation Commission

No objection.

\_\_\_\_\_  
Date:

裏  
面  
白  
紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

株式會社  
清算  
人  
野田岩次郎  
印

純  
印

裏面白紙



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長、野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

持株會社を清算し  
清算人北原浩平氏  
風向 英人

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

株式会社住友本社  
清算人 菅野秀次郎



昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

合名會社安田保壽社  
清算人 金原祐之助

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

池田同族株式會社

清善人 井田善之助

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

東京都中央区銀座三丁目三ノ九

大倉証券株式會社

代表理事人 鈴木時郎

代理 宮崎勲男



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

野村合名会社東京事務所

高橋幸七

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。



裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

東京都千代田區丸の内區丁自拾番地  
三菱商事株式會社

清算人 松本雄吉



持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

裏面白紙




昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。

若狭興業株式會社  
清算人 野田 岩次郎  


裏面白紙

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

持株會社整理委員會令第一條に基く指定を昭和二十六年七月十日限り  
解除する旨の指定解除書は正に受領致しました。



裏面白紙

持株會社整理委員會

受領書

一、整理府甲第八四號指定解除書

右正に受領備也

昭和二十六年三月二十三日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩 丞郎 殿

東京都中央区  
淺野物産株式會社  
代表取締役  
長



裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

受領書

一指定解除書

右正に受領致しました

昭和二十六年三月二十三日



持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

裏面白紙

經第 25/21 號

東京都港区芝田町一丁目二番地  
合同ビルディング株式会社  
電話銀座(57)代表 七六〇二一四番

昭和二十五年五月二十七日

東京都港区芝田町一丁目二番地

合同ビルディング株式会社

専務取締役 石川 信彌



持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

持株會社としての指定解除通知書受領の件

昭和二十五年五月二十六日附費整一第五九號に依り持株會社整理委員會令第一條に規定する持株會社としての指定解除通知書左記の如く正に受領致しました

記

一、指定解除通知書 (昭和二十五年五月二十六日附一第 五九號) 壹通

二、指定解除書 (昭和二十五年五月二十五日附一第 一四七號) 壹通

以上

裏面白紙

第 445 號  
 昭和 26 年 7 月 10 日  
 起案 昭 和 26 年 7 月 10 日  
 決裁 昭 和 26 年 7 月 10 日  
 備考

同 議 書



總務課長  
 秘書課長

持株會社整理委員會

10

76

委員長	常務委員	關係	監理部第三課
		部課長	監理部第二課
		所屬部部長	監理部第一課
			係

株式等の議決権行使委任解除の件  
 本日附を以て解除される持株會社並に指定者中  
 左記のものに就いて未だに未處分のものがあるが、之等  
 のもの、議決権行使委任解除の指示を致すは、  
 一 持株會社  
 株式會社 三井本報等五社  
 一 指定者  
 三井高陽等十八名

裏面白紙

委員會指示第 一二三 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式會社 三井物産  
 清野人 田口 純 殿



株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十五年五月二十日附委員會指示第一〇號により議決權行使の委任を受け  
 ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。  
 右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株數
比支那開港株式	日	一三二、二四〇
永理化學工業	〃	四〇、〇〇〇
海州銘業開港	〃	八、二〇〇
山東中化株式	〃	三九、〇〇〇
中華煙草	〃	一一〇、〇〇〇
山東塩業	〃	二〇、二九〇
中華煙草	〃	一〇、〇〇〇
青島水道	〃	四〇、〇〇〇
極東電力	〃	四〇、〇〇〇
日華興業	〃	一、二〇〇
青島大興及朝鮮 船舶有限公司	〃	一、〇〇〇
南煙草	〃	二〇、〇〇〇
東亞煙草	〃	一三、〇〇〇
〃	〃	四八、〇〇〇
哈爾濱セメント	〃	二五、一〇〇
〃	〃	二八、二四〇

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株数
滿洲州のロケット株式	二〇、〇〇〇
日清製粉	五、〇〇〇
新	三、〇〇〇
岡村子水銀株式	一、〇〇〇
北郷産業	一、〇〇〇
小野田製紙	一、〇〇〇
朝鮮生糸	三、〇〇〇
朝鮮製紙	三、〇〇〇
朝鮮製紙	三、〇〇〇
朝鮮大同製紙	四、〇〇〇
朝鮮製紙	二、〇〇〇
元山比港	四、〇〇〇
朝鮮中央鉄道	二〇、〇〇〇
釜山塩港鉄道	三、〇〇〇
朝鮮製紙	二、〇〇〇
台湾製紙	五、〇〇〇

2

裏面白紙



委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號

により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株数
台湾石化株式	一、八〇〇
大原興業	三、〇〇〇
朝日造船	二、〇〇〇
台湾製糖株式	二、〇〇〇
南興公司	五、〇〇〇
朝鮮銀行	五、〇〇〇
朝鮮石油	一、〇〇〇
朝鮮石油	三、〇〇〇
朝鮮石油	三、〇〇〇
朝鮮石油	二、〇〇〇
朝鮮石油	五、〇〇〇
朝鮮石油	一〇、〇〇〇
朝鮮石油	一三、九八〇
朝鮮石油	二九、八九〇
朝鮮石油	二一、〇三〇

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株數
基隆炭礦 優先株	二〇、八三二
滿洲電信電話 株式	三〇〇
〃	一五〇
滿洲會社燃料株式	三三、一〇〇
〃	三三、一〇〇
滿洲化學工業	五〇〇〇
滿洲航空	八〇、〇〇〇
滿洲製糖	一〇〇〇
滿洲石油	八〇、〇〇〇
滿洲松砲	五〇、〇〇〇
三井輕合金	二一、三〇〇
三井油船化學工業	四〇、〇〇〇
中支那振興 株式	三九、八〇〇
滿洲松砲	二〇、〇〇〇
山東鉛業	三〇、〇〇〇
台灣化成工業	二〇、〇〇〇
台灣製糖	五九、五〇〇

裏面白紙



委員會指示第 二二三 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎



株式會社 信友中社  
清善人 若田 岩次郎 敬

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十一年十一月二十日附委員會指示第一〇號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株數
北支那銀行	株	一五〇、九三〇
滿洲信託會社	株	一五〇、〇〇〇
比支銀行	株	八、五〇〇
熱河銀行	株	二〇、〇〇〇
安東銀行	株	四〇、〇〇〇
滿洲輕金屬	株	二〇、〇〇〇
滿洲銀行	株	一三、九九〇
滿洲鐵道	株	六、四九五
滿洲中央鐵道	株	三、〇〇〇
朝鮮石油	株	三、〇〇〇
朝鮮銀行	株	三、〇〇〇
朝鮮銀行	株	三、〇〇〇
朝鮮銀行	株	三、〇〇〇

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株数
朝鮮鐵業株式會社	三〇〇〇
小倉鐵業	三〇〇〇
福島鐵業	二〇〇〇
滿洲化學工業	五〇〇〇
滿洲鐵業株式會社	八〇〇〇
三井鐵業	一、〇〇〇
三井鐵業	七、五〇〇
東洋鐵業	一八五
滿洲鐵業	一八五
臺灣鐵業	二、〇〇〇
臺灣鐵業	二、〇〇〇
南洋鐵業	六、〇〇〇
華北鐵業	九、〇〇〇
朝鮮鐵業	四、五〇〇
朝鮮鐵業	二、〇〇〇
朝鮮鐵業	二、〇〇〇
東成鐵業	三、〇〇〇

2.

裏面白紙



委員會指示第 二二四號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

三井物產株式會社  
清算人 今井 一 敬

控

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十二年一月八日附委員會指示第一三號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
日本原産統制	旧		三一九〇
日本肥料	新		一〇、八四〇
			四四、〇〇〇
日本陶磁器工業	新		九九九
東京船隻輸入			三一〇
日本石炭	新		三〇、〇〇〇
			三〇、〇〇〇
株式會社神港相互			八〇
〃 神港相互			一八〇
日本雜貨會社統制			三〇、〇三〇
株式會社福大公司			一〇、〇〇〇
〃 福大公司			三〇〇
株式會社高荷信會			一〇、〇〇〇
日本運送			四、〇〇〇
台湾貿易振興	新		八〇〇
			二〇、〇〇〇
台湾茶輸指統制	新		三、五〇〇

裏面白紙

委員會指示第 〇〇 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 〇〇 號

號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株數
台湾中村統制	八九七
台湾南庄統制	一、一八〇
台湾石炭統制	一四、二八五
台湾紙製物統制	一、五二五
台湾輸出振興	二〇〇
台湾倉庫	一、〇〇〇
台湾銀行	一、〇〇〇
台湾糖業統制	一、〇〇〇
台湾製糖統制	四二〇
台湾製糖統制	九五〇
台湾製糖統制	三〇〇〇
台湾製糖統制	三〇〇〇
台湾製糖統制	九〇〇
威比水産物統制	三〇〇
威比水産物統制	四二〇
威比水産物統制	六〇〇
威比水産物統制	六〇〇
威比水産物統制	六〇〇

裏面白紙



委員會指示第

號

昭和二十六年

月

日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月

日附委員會指示第

號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
新興製油		八、〇〇〇	
水産産業		一〇、〇〇〇	
株式会社白木炭業公司		二、〇〇〇	
上海系法		二、七〇〇	
東亞製粉		五〇、九〇〇	
東亞畜産		八三三	
株式会社豊田成鉄廠		五、二五〇	
猪邊 三井物産		一〇、〇〇〇	
佛蘭西物産		一〇、〇〇〇	
阿 三井物産		一五、〇〇〇	
智利 東洋物産	Chile Rice	一、〇〇〇	
南米物産		三、〇〇〇	
Palentine Rice		三、三三三	
Palentine Rice		三〇	
Mitsubishi Exchange Co.		三〇	
M.S. Trading Co. Rice		一、八〇	
Raffia Macramite S.S. Co.		一、〇〇〇	
Plantation S. Co. Ltd.		二、〇〇〇	
		五〇〇	

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘	柄	株	數
Osaka Metal Co. Ltd.			一五
London Bullion Securities Co. Ltd.			X
三峯 産業	印		二五〇〇〇〇
三峯 産業	新		四〇〇〇〇
三峯 産業			二〇〇〇
南東川 実業 株式會社			二一五
南東川 実業 株式會社			九五
市村 統利			三〇〇五
藤原 和 統利			一〇〇
青木 昭 統利			一〇〇〇
飼料 統利			八〇〇
崎 統利			一四〇
紙 統利			九九二
河川 興業 株式會社			一七、八七七
河川 興業 株式會社			一〇九
持株會社大陽 印刷 株式會社			一六、〇〇〇
河川 興業 株式會社			四三、〇〇〇

裏面白紙



委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號

號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
滿洲毛工業			一九〇〇〇
滿洲聯合會			一〇、〇〇〇
奉天糧穀配給			九二五
敦化石油貯蓄			一八八
康德被服			二〇、〇〇〇
滿洲茶粉棧			三二、〇〇〇
龍江酒務工業			三二、〇〇〇
東棉紡績			八、〇〇〇
滿洲同油船			四、〇〇〇
牡丹江石油貯蓄			二、〇〇〇
佳木斯石油貯蓄			三、〇〇〇
安東石油貯蓄			三、〇〇〇
營口三泰棧			五、〇〇〇
營口石油貯蓄			一、七〇〇
滿洲毛織製衣			三〇、〇〇〇
北京啤酒			三〇、〇〇〇

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株數
北支那鉄路株式	三四、〇〇〇	
朝鮮鐵道株式	五、〇〇〇	
華北電業株式	五、五〇〇	
三北電業株式	三、〇〇〇	
華北自來水株式	一、五〇〇	
華北運送株式	一、五〇〇	
華北工業株式	一、〇〇〇	
中華油業株式	一、〇〇〇	
天津製鋼株式	一、〇〇〇	
天津華北鐵道株式	五、〇〇〇	
中華酒造株式	五、〇〇〇	
振成冷凍株式	二四、〇〇〇	
曲泰株式	三三、九三〇	
中華製油株式	一五、〇〇〇	
上海紡績株式	一五、四〇〇	
漢口華北鐵道株式	二〇、〇〇〇	
中華康友株式	一〇、三三三	

7

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件  
 昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け  
 ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

銘柄	柄	株	數
揚子青紫冷死			一、八〇〇
揚子福利股份有限			三、〇〇〇
上海青紫冷死			五、〇〇〇
上海會原信託			二、〇〇〇
中華製糖			一〇、〇〇〇
漢口製糖			一、八〇〇
中支那科學工業			一〇、〇〇〇
中日合衆華中製糖			二、七〇〇
廣東製糖工業			一〇、〇〇〇
廣東製紙廠			四、八〇〇
廣東製紙會社			五、〇〇〇
上海青紫冷死			一、〇〇〇
比島製糖			五、〇〇〇
ハリントンウチ酒			一、三三三
仰光製糖			二、五〇〇
合同製糖			四、〇〇〇
善也			四、〇〇〇

8.

裏面白紙



委員會指示第 二二三 號

昭和二十六年七月十日

之著商子株式會社  
清久 岩村 潤 敬

持株會社整理委員會  
委員長 野田 岩次郎



株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十二年一月八日附委員會指示第一五號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。  
右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株數	
日本棉花輸入統制	株	三、九〇〇	
日本石灰	株	一九、九〇〇	
日本肥料	株	九、三〇〇	
日本肥料統制	株	二、〇〇〇	
日本肥料統制	株	三、〇〇〇	
日本肥料統制	株	二、〇〇〇	
東亞毛織物	株	一〇	(井上 甚久 代表)
株式會社 深田 義久	株	二〇	(新田 義久)
泰化工業	株	一一	
泰化工業	株	九〇〇	(奥村 甚一)
武清製紙	株	一〇〇	(岡部 豊太郎)
東亞製紙	株	一〇〇	(高橋 五郎)
紐育合同博才 博才株	株	三〇	
東京博才	株	三〇	
東京博才	株	一〇〇	(増田 昇二)

裏面白紙



委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數	氏名
朝鮮電力			100	(神田院之郎名義株)
東林			100	
日本製鐵			100	
水産南支元			100	
西條中興鐵道			100	
東亞電機			100	稲脇 修一 名義株
满洲電機			100	
海川製粉			100	松林 廣
青島水道			100	
紐育合同運材			5	山口 徳男
上海三善倉庫			5	
押成免日曹製糖			100	
東洋製氷			100	小山 常三
揚子福利船務有限會社			790	

2

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日 附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數	氏名
上海青果卸売			500	中島榮三 名義株
菊田重母			100	
河洲重母			200	
上海三菱倉庫			100	本内松信 名義株
蒙通重母			100	
南太平洋海防			200	舟橋 氏
武漢製紙			480	岩崎賢太郎
南太平洋海防			200	田中茂在
武漢製紙			100	石野信二
南太平洋海防			400	沼田泰一
滿洲興業工業			100	
株式會社 康徳機			30	
河洲重母			100	
河洲興業重母			100	高垣勝太郎
河洲天産南光			100	
河洲重母			100	
河洲製紙			100	陳光昭

裏面白紙





委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數	
台湾化成工業株式	新	100		谷岡新夫名義株
「 華新移出株式		200		「
台北振空おらん		200		「
新高商船會社		100		
台湾船務統制		200		
威北水産物統制		300		西脚新次
比島製紙株式		200		績実
淡州興業工業		100		小松繁
日清製糖		100		
日華製糖		100		
「		100		伊吹喜八
「		100		田中 武
上海三善會社		100		龜沼 一
漢川日本會社		100		
株式會社 康徳橋		200		杉村正三郎
△海三善會社		100		岸岡 龍破
Combined Agencies Proprietary Ltd.		100		野田 登之

6.

裏面白紙

委員會指示第 號

昭和二十六年 月 日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和 年 月 日附委員會指示第 號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數	氏名
Asiatic Transport & Co. Ltd.			100	新田義實 代表株
海州製粉			100	中川幸市
高村港河橋製粉			100	木村丈一
高村造船			100	
Ballies Mersinlike Shipping Exchange			100	平井信
Meimura Aoki & Co. Ltd.			200	津地貞次
揚子河船務有限公司			100	今井卯三郎
Meimura Aoki & Co. Ltd.			200	濱田信次郎
Meimura Aoki & Co. Ltd.			200	浦島新助
上海之華會社			100	杉山敏
上海之華會社			100	濱川友十郎
上海之華會社			100	大位達雄
日本郵船輸送			400	山崎敬業
東洋研究所工業			100	徳田富三
株式會社厚紙機			200	伊藤仙一
株式會社厚紙機			200	別所孝善次

裏面白紙







一〇九  
委員會指示第 十一號

昭和二十六年三月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

淺野物産株式會社  
社長 山岡 四郎 殿

七月十日 山岡 四郎



株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十六年一月八日附委員會指示第一二號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株數	解除の件
淺野建設株式	一五、八八〇	(三宮新太郎)
日本雜貨公司統制	五、〇〇〇	(倉持正次郎)
日本陶磁器公司	四、〇〇〇	(深水元平)
日本炭石株式	二〇	(浅野政凡)
淺野建設株式	二〇	(平島孝二)
	二〇	(宮井義一)
		以上

裏面白紙

委員會指示第 一〇二二 號

昭和二十六年六月二十日

内外通商株式会社  
専務取締役 原一孝 敬

持株會社整理委員會  
委員長 野田 岩次郎



株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十二年一月一日附委員會指示第一三號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

銘柄	柄	株	數
東亞毛織輸入株式			二二九
日本新貨物株式			二〇〇
滿洲大倉産業株式			一八〇〇〇〇
本業昭信有限公司			二七三四〇
天津新津製糖株式			四〇一
朝鮮交貨株式			一〇〇〇
台湾會社			一〇〇
台湾皮革株式			二〇
台湾礦業株式			五〇
柴田礦業株式			四〇〇〇
台湾工業株式			一一〇
台湾茶輸移株式			二〇〇
北条春酒株式			四一〇〇
北支那興業株式			四一〇〇
日本機械金庫株式			一〇〇

以上

裏面白紙

委員會指示第一一三號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎



三井高陽 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿五年五月廿九日附委員會指示第一〇三號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。  
右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株數
樽屋銀業株式會社	一〇〇
南滿洲鐵道株式會社	二,三〇〇
〃	一,三〇〇
以上	

裏面白紙





委員會指示第 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會  
委員長 野田 岩次郎

三井 高 修 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿六年五月廿五日附委員會指示第 三〇 號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。  
右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘	柄	株	數
上海電力株式會社		三〇	以上

裏面白紙















委員會指示第 號

昭和二十六年五月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

大倉 益馬 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿六年五月十日附委員會指示第 〇 號により議決權行使の委任を受けておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。  
右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株数	解除の件
株式會社 臺灣銀行	1000	1
株式會社 東京電氣株式會社	1000	1
〃	〃	〃
以上		

裏面白紙

委員會指示第一一三號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎



野村 文英 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十二年五月二十五日附委員會指示第一一五號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
東洋製紙株式會社			四三五
"	(新)		二〇〇〇
日本製紙株式會社			四〇〇〇
日本製紙株式會社(新)			四〇〇〇
中支那振興株式會社			一〇〇〇
北支那振興株式會社			一八七〇
"	(新)		九四〇
日南企業株式會社			一〇〇〇
滿洲製紙株式會社			八八四
滿洲紙工株式會社			二〇〇〇
奉天製紙株式會社			三〇〇〇
			以上

裏面白紙















委員會指示第 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

住友吉左衛門 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿貳年五月廿五日附委員會指示第 三〇 號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	株數	
南洋兄弟煙草株式會社	三三,二〇〇	
朝鮮信託銀行株式會社	八,〇〇〇	
株式會社朝鮮銀行	二六四	
株式會社朝鮮銀行(新)	一六〇	
白雲銀行	一五四〇	
南洋鐵道株式會社	一四九八	
南洋鐵道株式會社(新)	二四九〇	
南洋化學工業株式會社	五,〇〇〇	
樺太鉛業株式會社	六五	以上

裏面白紙











委員會指示第 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

華崎康彌 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿六年五月廿五日附委員會指示第 〇 號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
南滿洲鐵道株式會社	(正)		一五〇
朝鮮鐵道株式會社	(正)		七五
朝鮮鐵道株式會社	(正)		二〇〇
朝鮮鐵道株式會社	(正)		四〇〇
株式會社朝鮮銀行	(正)		三〇
株式會社朝鮮銀行	(正)		三〇
台湾電力株式會社	(正)		八〇
株式會社朝鮮銀行	(正)		八〇
			以上

裏面白紙



委員會指示第 號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

岩崎 勝太郎 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和廿五年五月廿五日附委員會指示第 三 號により議決權行使の委任を受け  
ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘	柄	株	數
朝鮮鐵道株式會社	〃 (二新)		100
台灣製糖株式會社			300
			以上

裏面白紙





委員會指示第一三三號

昭和二十六年七月十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

安田 一 殿

株式等の議決權行使委任の解除の件

昭和二十六年五月廿五日附委員會指示第一〇四號により議決權行使の委任を受け

ておりました左記株式に付いての當該委任を解除致します。

右持株會社整理委員會令第十八條の規定により指示致します。

記

銘柄	柄	株	數
新東化工株式會社			九〇〇
日本工業俱樂部			一
日本打球社			五〇
			131
			11

裏面白紙

